

米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び米子市広域住民避難計画の修正の概要 について

1 修正理由

平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害対策特別措置法等の改正を受け、平成25年3月に全面改正した米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び新たに作成した「米子市広域住民避難計画」について、防災基本計画、原子力災害対策指針の改正、原子力防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な修正を行ってきた。

平成31年3月に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、このたび本市においても、その修正内容などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

2 主な修正概要

(1) 米子市地域防災計画（原子力災害対策編）

ア 島根原発1号機についてはUPZ外として対応することの追記 <第1章第7節1関係>

1号機のUPZは、使用済み燃料が十分な期間にわたり冷却された施設として告示されたこと及び原子力災害対策指針の改正を受け、5kmに変更された。このため、米子市としては、1号機に関してはUPZ外として対応することを追記した。

※UPZ外であっても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

イ 安定ヨウ素剤の事前配布について追記 <第2章第1節4関係>

UPZ圏に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに受け取ることが困難等の理由により、事前配布を希望する者に対して安定ヨウ素剤の事前配布を行う旨を追記した。

ウ 複合災害対策について追記 <第4章関係>

新たな章を設け、複合災害に対する体制の強化及び避難経路、避難手段、避難先の多重化等について定めた。

自然災害と原子力災害の複合発生を想定し、共通する情報収集、意思決定、指示・調整に係る体制の一元化を図るとともに、モニタリングやプラントに関する情報の収集分析等原子力災害特有の業務をより強化し、同時並行対応能力の強化を行うこととした。また、自然災害等により迅速な避難が困難になる事態も想定し、避難経路等の多重化を行うこととした。

(2) 米子市広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

ア 複合災害時の対策を追記 <第2章第6節2関係>

地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害との複合災害の発生可能性を認識し、県と市が連携して、避難を始めとした防護措置の迅速・的確な実施に努めるとともに、人命の安全確保を最優先とする観点で複合的な事態に対処していく旨を追記した。

イ 避難経路の一部変更 <第2章第6節5関係>

3つの主な避難経路のうち、2経路について、米子ICで島根県側からの避難者との合流により、渋滞の発生が想定されるため、従来の米子ICから米子道に乗り入れる経路を、国道181号経由で溝口IC、江府ICから乗り入れるように一部変更するとともに、複合災害時における避難経路の変更などを追記した。

ウ 複合災害時を想定した避難要領を追記 <第3章第5節11関係>

自然災害と原子力災害との複合災害時の避難の考え方について、地震、津波、暴風雪等、それぞれの複合災害別に追記した。

エ 安定ヨウ素剤の緊急配布の考え方及び事前配布について追記 <第3章第6節6・7関係>

- ・ 原子力規制庁が示す、大規模災害時等における安定ヨウ素剤緊急配布の考え方について、国等の服用指示に基づいて地方公共団体職員が配布する場合は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、関係法規からの違法性は阻却されると考えられることなどを追記した。
- ・ UPZ圏に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに受け取ることが困難等の理由により、事前配布を希望する者に対して事前配布を行う旨を追記した。

以上